

発行元: 税理士法人 のぞみ
相続手続 そうだん室TEL: 0263-32-4737
TEL: 0263-32-8600長野県松本市城西2-5-12
http://nozomi-tax.jp/

戸籍の氏名にフリガナが記載されます

今年5月26日の改正戸籍法施行にともない、戸籍に記載されている氏名にフリガナが記載されることとなりました。今までは、住民票を取得しないと対象者の氏名の読み方が解りませんでした。これからは、戸籍謄抄本（全部事項証明書・一部事項証明書）を取得しても氏名の読み方は解ることとなります。

I. 戸籍に氏名のフリガナが記載されるまで

① 改正戸籍法の施行

令和7年5月26日

② 記載される予定のフリガナの通知

本籍地の市区町村から戸籍の附票に記載されている住所地へ、令和8年5月26日以降に記載する予定のフリガナを随時通知します。誤りがないかを必ず確認してください。

③ 市区町村長によるフリガナの記載

令和8年5月25日まで届出がなかった場合、上記②で通知した氏名のフリガナが戸籍に記載されます。

なお、この方法でフリガナが戸籍に記載された場合、一度限り変更の届出をすることができます。二度目以降の変更は家庭裁判所の許可が必要となりますのでご注意ください。



II. なぜ、戸籍に氏名のフリガナが記載されるの？

戸籍に氏名のフリガナが記載されることで、次のような効果が期待されます。

- ① **行政サービスのデジタル化の促進**：さまざまな字体や読み方のある漢字(外字)は、データベース化の作業が複雑で、検索等も時間がかかった。(フリガナによるデータベース検索で時短につながる。)
- ② **本人確認情報としての利用**：氏名のフリガナが戸籍に記載されると、住民票写しやマイナンバーカードにも記載できるようになり、本人確認資料として利用可。
- ③ **各種規制の潜脱行為の防止**：複数のフリガナを使用して別人になりすます等不正行為もみられ、問題となっていた。この様な犯罪防止につながる。



今年の5月26日以降送られてきた通知をしっかりと確認していただき、ご自身の氏名の読み方に誤りがないかを確かめて頂くようお勧めします。



(参考：法務省ホームページ・TKC出版)